



島根県報

令和2年6月12日（金）

号外第77号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

議会の議員の期末手当の特例に関する条例

（議 員 提 出） 3

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員の期末手当の特例に関する条例（条例第32号）

1 条例の概要

議会の議員には、令和2年6月の期末手当を支給しないこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 32 号

議会の議員の期末手当の特例に関する条例

議会の議員には、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 6 月の期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。